

# 建設業の再生に向けた基本指針（概要）

## 1. 趣 旨

過剰供給構造にある建設業の再生を進めるため、市場を通じた淘汰の促進を図りつつ、安易な企業救済とならないよう再生可能な企業にしばって事業再生を支援。

## 2. 対 象

当面緊急に取り組む必要のある主として大手、準大手ゼネコン等を対象。

## 3. 主な内容

### (1) 建設業の再生の基本的方向

建設市場は縮小局面にあり過剰供給構造。企業の収益性も低下。このため、

市場の縮小に対応した事業内容の見直しによる収益力の強化、  
経営基盤強化のための企業間連携

が基本的課題。

### (2) 建設業の再生に向けた施策の基本的枠組み

#### 市場を通じた淘汰の促進

市場を通じた淘汰の促進を図るため、必要な環境整備を推進。

#### 経営基盤の強化等に向けた企業の取組の促進

合理的な組織再編を行えるよう環境整備を推進。

#### 事業再生に対する支援

安易な企業救済とならないよう再生可能な企業について過剰供給構造の是正に資するよう実施。

### (3) 事業再生に対する支援の指針

産業再生機構による債権買取等の支援は、安易な企業救済と  
ならないよう「企業・産業再生に関する基本指針」に定める  
生産性向上基準、財務健全化基準に加え、以下の基準を  
要件。

#### 過剰供給構造の是正

過剰供給構造の是正のため、

- イ 事業規模の縮小（但し、縮小傾向にない分野に特化した場合を除く）  
又は
- ロ 2以上の企業の経営統合・事業再編

#### 再生の確実性

経営再建計画が市場の信頼を得られるよう（中途半端な再  
生とならないよう）

- イ【収益性】（売上高営業利益率など利益率を表す指標）
- ロ【安定性】（自己資本比率など資本の安定度等を表す指標）
- ハ【健全性】（固定比率など固定資産と資本の関係を表す指標）

が経営再建計画（3年以内）の終了時点で、平均的水準に近い  
水準となること。

### (4) 中小・中堅建設業の再生

今後は地方の中小・中堅建設業も淘汰・再編が不可避。このため、  
中小・中堅建設業の再生に向けて

- 不良・不適格業者の排除の徹底
- 経営革新の推進
- 連携の促進
- 事業再生支援
- セーフティネットの整備

等を推進。